60053

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　６月　１日　至　令和　８年　５月３１日）

１　医療法人の概要

（1）名　　称　　医療法人　江仁会

①　□ 財団　■ 社団（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

（2）事務所の所在地　　山口県山陽小野田市大字東高泊１２７５番地の６

（3）設立認可年月日　　平成１２年　８月１８日

（4）設立登記年月日　　平成１２年　８月２８日

２　事業の概要

（1）本来業務（開設する診療所の業務）

種　類	施設の名称	医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	耳鼻咽喉科タハラクリニック	３５１０９１１０４	山口県山陽小野田市大字東高泊１２７５番地の６	無

（2）当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和　７年　７月　２５日　　事業報告及び決算の承認に関する件

役員報酬限度額の承認に関する件

令和　８年　５月　２８日　　事業計画及び予算の承認に関する件

借入金最高限度額の決定に関する件

様式２

法人名　医療法人　江仁会
所在地　山口県山陽小野田市大字東高泊１２７５番地の６

※医療法人整理番号	6	0	0	5	3

財　産　目　録

（令和　８年５月３１日現在）

１．資　産　額　26,301 千円
２．負　債　額　5,518 千円
３．純　資　産　額　20,783 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		16,387
Ｂ　固　定　資　産		9,914
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	26,301
Ｄ　負　債　合　計		5,518
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	20,783

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　江仁会

所在地　山口県山陽小野田大字市東高泊1275番の6

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和　8 年　5 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	16,386	Ⅰ 流動負債	5,518
Ⅱ 固定資産	9,914	負債合計	5,518
1 有形固定資産	3,996	純資産の部	
2 その他の資産	5,918	科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,000
		Ⅱ 積立金	11,783
		純資産合計	20,783
資産合計	26,301	負債・純資産合計	26,301

様式４－２

法人名　医療法人　江仁会

所在地　山口県山陽小野田大字市東高泊1275番の6

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和　7 年　6 月　1 日　　至　令和　8 年　5 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
1 事業収益	43,429
2 事業費用	50,597
事業損失	7,168
Ⅱ 事業外収益	156
Ⅲ 事業外費用	29
経常損失	7,041
Ⅳ 特別利益	480
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期損失	6,561
法人税等	82
当期損失	6,644

様式5

法人名　医療法人　江仁会

所在地　山口県山陽小野田市大字東高泊１２７５番地の６

※医療法人整理番号	6	0	0	5	3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人（注１）	（有）タハラ医療	山口県山陽小野田市		不動産の賃貸	不動産の賃貸	不動産の賃貸	3,046	地代家賃	0

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　江仁会
理事長　田原　康彦　　殿

私は、医療法人　江仁会の令和７会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月２３日
医療法人　江仁会
監事　吉岡　八重子